



東川町高齢者世帯住宅リフォーム支援事業



## 高齢者の暮らしを応援します

高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりを図ることを目的として、住宅のリフォーム費用に対して補助します。

### ●補助金交付要綱（以下抜粋）に該当するリフォームを行う場合

【対象者】 交付申請時に満65歳以上の高齢者が居住している住宅のリフォームを行う方。※ただし、高齢者が今後も継続して居住する場合

【条件】 以下に該当する工事を町内業者施工により行う場合

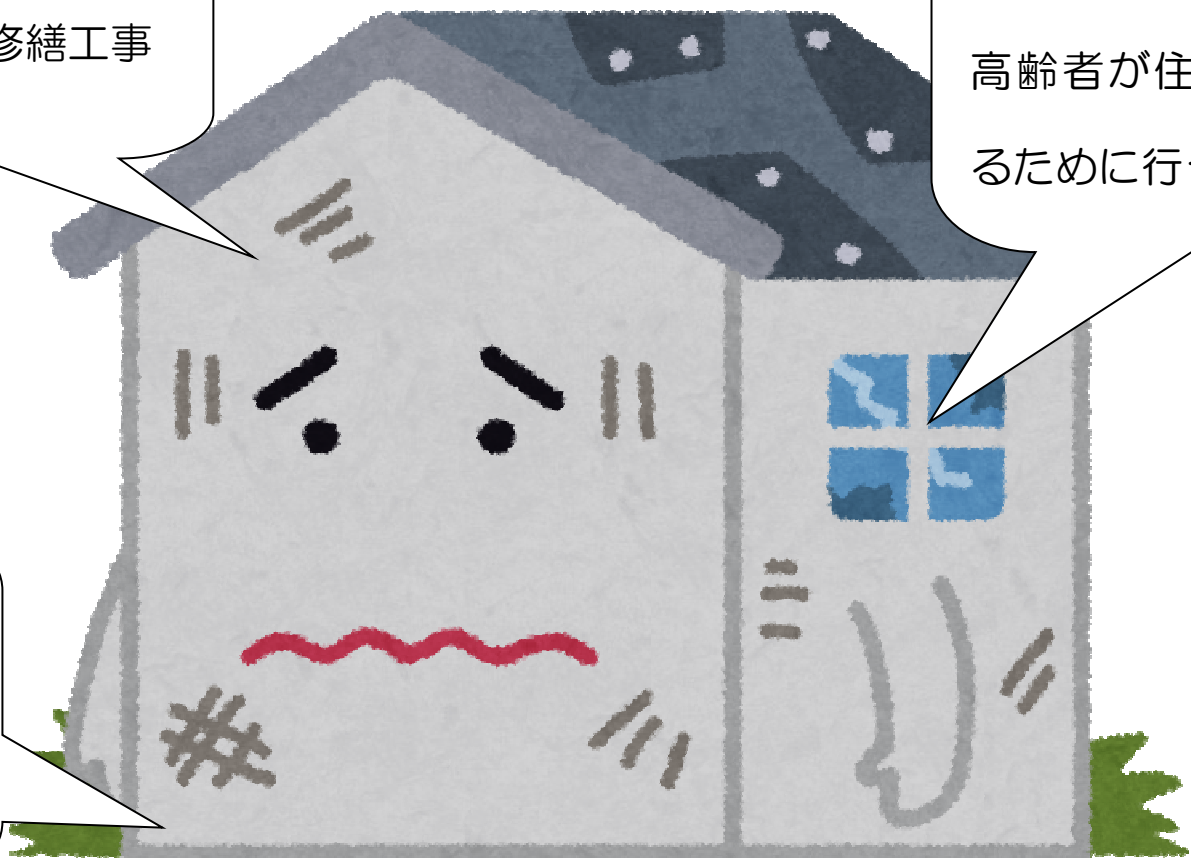
- ・外観工事：住宅の外壁、屋根及び開口部の修繕工事
  - ・構造補強工事：住宅の基礎、土台、柱、梁等の修繕若しくは補強工事
  - ・居住性の向上工事：高齢者が住みよい住宅にするために行う改修工事
- ※ただし、介護保険による改修費助成金を受けている工事箇所を除く  
※詳細は要綱を参照ください。

【補助金額】 事業費の1/2以内で上限50万円の補助

外観工事  
外壁、屋根等の修繕工事

居住性の向上工事  
手すりやスロープの取付等、  
高齢者が住みよい住宅にするために行う改修工事

構造補強工事  
基礎、土台、柱、梁  
等の修繕・補強工事



写真文化首都 北海道「写真の町」東川町  
都市建設課建設室  
電話 0166-82-2111

この補助制度は、平成29年度限り